

2026年2月10日

## 株式の併合に係る事前開示事項

(会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める事前開示書類)

静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号  
スター精密株式会社  
代表取締役 社長執行役員 佐藤 衛

当社は、2026年1月28日付けの取締役会決議において、2026年2月26日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）に関する議案を付議することを決定いたしました。

会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に掲げる事項は以下のとおりです。

### 1. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

#### （1）併合の割合

当社株式について、8,652,350株を1株に併合いたします。

#### （2）株式併合の効力発生日

2026年3月17日

#### （3）効力発生日における発行可能株式総数

20株

### 2. 株式の割合についての定めの相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、8,652,350株を1株に併合するものです。当社は、本株式併合は、下記「(1)株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社の株主をソルスティシア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び公開買付者の発行済株式の全てを所有する Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP（以下「本ファンド」といいます。）のみとする目的として行われるものであること、本取引（下記「(1)株式併合を行う理由」で定義します。）の一環として行われた本公開買付け（下記「(1)株式併合を行う理由」で定義します。）が成立したこと、及び下記の各事項に照らして、

本株式併合の割合は相当であると判断しております。なお、下記において使用されている用語は、別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、2025年11月12日付で公表いたしました「ソルスティシア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)において定義された意味を有するものとします。

#### (1) 株式併合を行う理由

公開買付者は、2025年11月13日から同年12月25日まで当社株式と当社株式を目的とする新株予約権（当社株式と合わせて、以下「当社株券等」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施した結果、本公開買付けにおいて当社株式24,789,003株の応募があり、2026年1月6日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、これを所有するに至っておりますが、公開買付者は、本公開買付けにより当社株券等の全て（当社が所有する自己株式及び本ファンドが所有する当社株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社に対し、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを要請しました。

かかる要請は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、もとより予定されていたものであり、本株式併合は、当社の株主（当社を除きます。以下同じとします。）を公開買付者及び本ファンドのみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として実施されるものです。

本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の目的及び背景の詳細は、本意見表明プレスリリースをご参照ください。

#### (2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

本公開買付けの開始時点で、本ファンドは、当社にとって、「その他の関係会社」に該当しておらず、本取引は支配株主による従属会社の買収取引やマネジメント・バイアウト（MBO）取引には該当いたしません。しかし、当社取締役会において、本取引の実施を審議及び決議するに先立って、本取引に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性及び透明性を担保するため、下記「(5) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

#### (3) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処

### 理) の方法に関する事項

① 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、公開買付者及び本ファンド以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本ファンドのみとすることを目的とした本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2026 年 3 月 13 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 2,210 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称  
ソルスティシア株式会社（公開買付者）

③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」といいます。）から 70,600,000,000 円を限度とした借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）を行うこと、及び本ファンドから出資を受けることにより賄うことを予定しているところ、当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が 2025 年 11 月 13 日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された静岡銀行から公開買付者への同日付融資証明書、並びに公開買付者に対して 5,500,000,000 円を限度として出資を行う用意がある旨の本ファンドによる 2025 年 11 月 12 日付出资証明書及び本ファンドに対して 5,500,000,000 円を限度として出資を行う用意がある旨の Taiyo Unleash Holdings, LP による 2025 年 11 月 12 日付出资証明書を確認し、その後、公開買付者及び静岡銀行の間で本銀行融資に係る融資契約が締結されたこと並びに本ファンドによる公開買付者に対する 5,500,000,000 円の出資が実行されたことを確認することによって、公開買付者における資金確保の

方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないとのことです。

したがって、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

#### ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年4月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年4月下旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2026年6月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

#### (4) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

上記「(3) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項」に記載のとおり、端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である2,210円を乗じた金額となる予定です。

当社は、端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額を、このように本公開買付価格を基準として定めることで相当であると判断しておりますが、本公開買付価格(2,210円)が、以下のとおり、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると判断していることからです。

(ア) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」に記載されているSMB日興証券による当社株式価値算定書における当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法及び類似上場会社比較法による算定結果の上限を上回り、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内の価格であること。なお、本公開買付価格は、DCF法を用いた場合の算定結果のレンジの中央値(2,625円)を下回るが、本特別委員会の実質的な関与の下真

摯に協議・交渉した結果として合意がなされたことを踏まえると、DCF法を用いた場合の算定結果のレンジの中央値を下回る水準であることのみをもって不当とは判断できないこと。

- (イ) 本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年11月11日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日の終値1,691円に対して30.69%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,677円に対して31.78%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,690円に対して30.77%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,697円に対して30.23%のプレミアムが加算されたものであり、かかるプレミアムの水準は、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2025年9月30日までに成立した公開買付者が国内上場会社の完全子会社化（上場廃止）を目的として開始した公開買付け事例のうち、本公開買付けと類似性が認められない事例（公開買付け前において対象会社が買付者の連結子会社又は関連会社である事例、MBO事例、同意なき買収事例、対抗的な公開買付け事例、二段階公開買付け事例）を除いた類似事例全133件におけるプレミアムの中央値（公表前営業日終値に対するプレミアムでは34.5%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは36.9%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは40.9%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは44.4%）と比較した場合、いずれの期間における中央値も下回っている一方、当該類似事例において、0%を基準に5%間隔で階級を定義すると、公表前営業日終値に対しては30~35%のプレミアムが付された事例が13件と最頻階級、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対しては30~35%のプレミアムが付された事例が13件と最頻階級、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対しては30~35%のプレミアムが付された事例が16件と最頻階級、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値の終値単純平均値に対しては30~35%のプレミアムが付された事例が14件と最頻階級となっており、いずれの期間におけるプレミアムの最頻階級とも同程度の水準にあるものと認められることから、当該プレミアムは、不合理な水準とまでは言えないと考えられること。
- (ウ) 本公開買付価格が、当社の2025年6月30日時点の自己資本97,360百万円を同時点における発行済株式総数（自己株式控除後）(47,864,167株)で割ることにより算出した1株当たり純資産額（2,034円）を上回っていること。
- (エ) 本公開買付価格が、当社株価の直近5年間における最高値（2,172円）を上回っているほか、SMB C日興証券による過去1年間から10年間における価格帯別売買高分析によれば、1,650~1,699円が最も取引された価格帯であり、本公開買付価格であれば、96%を超える数の当社株主の理論上の取得価格を上回ると試算されており、本公開買付価格が大多数の当社の一般株主に損失を生じさせない水準であることを推認させること。

(オ) 本公司買付価格は、当社が2025年2月12日に公表した2025年12月期第2四半期の業績予想値と、2025年8月12日付で公表した「2025年12月期第2四半期（中間期）の業績予想値と実績値との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表した実績値との差異（以下「本件下方修正」といいます。）を勘案して決定された価格であるが、本件下方修正前後の当社株価の推移を検証すると、当該開示直前取引日終値で1株当たり1,835円であったのに対し、2025年11月11において1,691円に下落しているものの、当社は、第2四半期の業績につき、主力の工作機械事業では国内市場や欧州市場において販売が低調に推移したものの、中国市場では内需が好調であったことや米国市場において改善がみられたことに加えて為替の円高の影響を受けたことにより、売上、利益ともには前回予想を上回った一方で、通期の業績予想については、工作機械事業の中国向けの販売が引き続き好調に推移すると見込まれるもの、その他の地域では米国の通商政策の影響を受けることなどにより当初見込んでいた市況の回復が遅れる見込みであることから、売上は前回予想を下回る見通しであり、利益についても、かかる売上の減少に伴い前回予想を下回る見通しであることから本件下方修正を公表したものであり、為替レートの設定を含め、本件下方修正の公表の必要性及び内容について合理性が認められること。

(カ) 本公司買付価格が、下記「(5) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公司買付けの公正性を担保するための措置が十分に採られた上で、本特別委員会からの意見・助言を踏まえた交渉方針に従って、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの間で真摯な交渉を重ねた結果、決定された価格であること。

(キ) 本公司買付価格並びに公開買付期間及び買付予定数の下限等の本公司買付けに係るその他の諸条件は、下記「(5) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められ、公正であると判断されていること。

また、当社は、2025年11月12日開催の取締役会において、本公司買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公司買付けへの応募を推奨する旨の決議をした後、本臨時株主総会の招集を決定した2026年1月28日の取締役会書面決議において、同日の当該取締役会決議に至るまでに、本公司買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理の方法及び端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金額の額については、相当であると判断しております。

## (5) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

### ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性及び妥当性を担保するため、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券を選任し、当社株式の株式価値の算定、公開買付者との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けるとともに、2025年11月11日付で当社株式価値算定書を取得いたしました。当社がSMB C日興証券から取得した当社株式価値算定書の詳細については、本意見表明プレスリリースの「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

### ② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、公開買付関連当事者から独立した法務アドバイザーとして日比谷パーク法律事務所を選任し、その後、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続、並びに本取引に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、日比谷パーク法律事務所は、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、日比谷パーク法律事務所の報酬は、時間単位報酬のみとしており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用しておりません。

### ③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、本取引に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、公開買付関連当事者から独立した、当社の独立社外取締役である西川勢一氏（常勤監査等委員）、片山幹雄氏、杉本基氏（監査等委員・公認会計士）及び宮田逸江氏（監査等委員・弁護士）の4名から構成される本特別委員会を設置しました。本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。

そして、当社は、本特別委員会に対し、(i)本取引の是非（本取引が当社グループの企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(ii)本取引の取引条件の公正性に関する事項、(iii)本取引の手続の公正性に関する事項、(iv)上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本取引が当社の一般株主にとって公正なものであるか否かの意見に関する事項、並びに(v)当社取締役会が本取引の内容として実施される公開買付けに関して賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を行うことの妥当性に関する事項（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、(a)当社取締役会は本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定を行わないこと、

(b)当社が公開買付者と本取引の取引条件等について交渉するにあたり、本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けるものとすること、(c)本特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用負担の下、独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができること、並びに(d)本特別委員会は、当社の費用負担の下、その職務に関連する調査（本取引に関係する当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、その職務に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めるなどを含みます。）を行うことができること等を定めております。また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、時間単位報酬のみとしており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用しておりません。

本特別委員会は、2025年8月19日から同年11月11日まで合計13回に亘って開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、本特別委員会は、公開買付者及び当社より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、並びに当社の第三者算定機関であるSMB C日興証券、当社の法務アドバイザーである日比谷パーク法律事務所及び公開買付者との面談によるヒアリング調査等を行い、本取引の内容、背景、意義・目的、当社の企業価値に与える影響、第三者算定機関の独立性、公開買付者等との協議・交渉の過程、株式価値算定内容及びその前提とした財務予測・前提条件等の合理性、過去の市場株価・同種案件に対するプレミアム水準の妥当性、タイヨウ・パシフィック・パートナーズ及び当社の資本業務提携の状況、公開買付者及び当社が意思決定をするに至る経緯並びにその後の検討経緯、開示の適正性その他本取引に関連する事項について慎重に検討を行いました。また、本特別委員会は、当社の取締役から事業計画について説明を受け、2025年2月開示の当社中期経営計画における財務予測との比較において質疑応答を行った上で、SMB C日興証券から当社株式価値算定書について説明を受け、当該価値算定の前提等に関するヒアリング調査を行いました。加えて、本特別委員会は、当社の法務アドバイザーである日比谷パーク法律事務所から当社が得た、当社における本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容についても説明を受け、検討をしました。

本特別委員会は、以上のような経緯の下、上記本諮問事項について慎重に検討・協議した結果、2025年11月11日に、当社の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要、(i)本取引が当社グループの企業価値の向上に資するものと認められ、本取引はその目的において合理的であり、是認できる、(ii)本取引の取引条件は、妥当であることが認められ、公正である、(iii)本取引の手続は公正である、(iv)(i)～(iii)の意見を踏まえ、本取引は当社の一般株主にとって公正なものである、(v)(iv)の意見から、当社取締役会が本取引の内容として実施される公開買付けに関して賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を行うにおいては、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して、本公開買付けへの応募を推奨することは妥当である旨な

どを内容とする本答申書を提出いたしました。本答申書の詳細につきましては、本意見表明プレスリリースの別添をご参照ください。

#### ④ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、タイヨウ・パシフィック・パートナーズから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、本取引の検討（当社株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチーム（当社の役職員 11 名で構成されており、取締役常務執行役員である佐藤誠悟氏を含みます。）を設置し、そのメンバーは、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの間で本取引に関する合意がなく、利害関係のない者で構成されているものとし、かかる取扱いを継続しております。

なお、かかる当社のプロジェクトチームのメンバー及び当社の取締役がタイヨウ・パシフィック・パートナーズの関連当事者に該当せず、かつ、タイヨウ・パシフィック・パートナーズとの関係で利害関係のない公平な立場にあることについては、本特別委員会の確認を得ております。

#### ⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む）全員の承認

当社は、SMB C 日興証券から受けた財務的見地からの助言及び当社株式価値算定書の内容、並びに日比谷パーク法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引が当社の企業価値向上に資するかどうか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等について、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、上記「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、2025年11月12日開催の取締役会において、当社の取締役7名（うち4名が独立社外取締役）の全員一致により、公開買付による本公開買付けを含む本取引を通じた当社の非公開化が当社の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格（2,210円）並びに公開買付期間及び買付予定数の下限等の本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当なものであり、本公開買付けに関して、賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨などを決議いたしました。

#### ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最低期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおいては30営業日に設定され、公開買付期間を法定の最短期間に照らして長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けへの応募について適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもつ

て本公開買付けの公正性の担保に配慮されていると当社は判断しております。また、当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止し、又は当社が本公開買付けへの賛同を撤回することを禁止するような内容の合意は一切行わず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保し、本公開買付けの公正性を担保いたしました。なお、当社は、情報管理の観点より、実務上、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含みます。）の実施は必ずしも容易とはいえないことから、これを実施しておりませんが、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはないと考えております。

3. 当社において最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 本公開買付け

公開買付者は、2025年11月13日から2025年12月25までの間、本公開買付けを行い、その結果、2026年1月6日をもって、当社株式24,789,003株を所有するに至りました。

(2) 期末配当の不実施

当社は、2025年11月12日開催の当社取締役会において、2025年12月期の期末配当を行わないことを決議いたしました。

(3) 自己株式の消却

当社は、2026年1月28日の取締役会書面決議において、2026年3月16日付で消却予定日である同日において当社が保有する自己株式の全てを消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

以上